

広島県告示第千三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年十二月十二日までの間、縦覧に供する。

令和六年十一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一九一号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
七・八〇〃五 二・六〇	七・二〇〃八 ・四〇				
七六・六〇	七六・六〇				
拡幅					

山県郡安芸太田町大字川手字三次河内八〇五番二地先から
山県郡安芸太田町大字川手字室屋原六九四番一
地先まで